

新旧対照表 電力売買約款（高圧）

変更前	変更後
<p>第1条～第23条 (略)</p>	<p>第1条～第23条 (略)</p>
<p>第24条 供給の中止または使用の制限もしくは中止 (略)</p> <p>(3) <u>上記(1)イ、ロまたはニによって、お客さまの電気の使用を制限し、または中止した場合には、その月の電気料金または翌月の電気料金にて以下の割引をお客さまに対して実施いたします。ただし、その原因がお客さまの責めとなる理由による場合は除きます。</u></p> <p><u>イ 実量制のお客さまについては、該当する基本料金（力率割引または割引増し後）を対象として、その1月中の制限し、もしくは中止した延べ日数1日ごとに4%の割引といたします。</u></p> <p><u>ロ 協議制のお客さまについては、該当する基本料金（力率割引または割引増し後）を対象として、その1月中の制限し、もしくは中止した延べ時間数1時間ごとに0.2%の割引といたします。</u></p> <p><u>ハ 上記イ、ロにおける延べ日数および延べ時間数は本一般送配電事業者より通知されたものといたします。</u></p>	<p>第24条 供給の中止または使用の制限もしくは中止 (略)</p> <p>(3) <u>第22条（供給の停止）または、上記(1)により電気の供給が停止等された場合であっても、当社は、その停止期間中についても基本料金を増減することなく、申し受けます。</u></p>
<p>第25条～第36条 (略)</p>	<p>第25条～第36条 (略)</p>
<p>附 則</p>	<p>附 則</p>
<p>第1条～第4条 (略)</p>	<p>第1条～第4条 (略)</p>
	<p><u>第5条 災害救助法が適用された場合等の特別措置</u></p> <p><u>2025年4月1日以降に本一般送配電事業者の供給区域において災害が発生し、原則として</u></p>

変更前	変更後
	<p><u>災害発生日から1年以内に、本一般送配電事業者の供給区域内の地域が災害救助法第2条第3項に定める災害発生市町村または本部所管区域市町村の区域（以下「災害救助法適用地域」といいます。）として公示された場合、または当該災害が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第2条第1項に定める激甚災害として指定された場合で、災害救助法の公示日または激甚災害の指定日が属する月から6月後の月の末日までに、当該災害により被害を受けたお客さま（原則として災害救助法適用地域または激甚災害の対象地域のお客さまに限ります。）の需要場所に係る電力売買契約についてお客さまからこの特別措置の適用の申出があるときの電気料金その他の供給条件は本契約の他の規定にかかわらず次のとおりといたします。</u></p> <p><u>なお、当社は、お客さまからこの特別措置の適用の申出を受けた場合、原則として、り災証明書等を提出していただきます。</u></p> <p><u>(1) 災害により被害を受けたお客さまの料金について、災害発生日が属する月の前月の料金の支払期日（支払期日が災害発生日以降となるものに限ります。）および災害発生日が属する月からその翌々月までの料金の支払期日を、それぞれ1ヵ月延長いたします。</u></p> <p><u>(2) 災害により被害を受けたお客さまの需要場所において、災害により被害を受けたときから引き続きまったく電気を使用しない場合には、災害発生日が属する月から6月後の月の末日までの間は、料金の算定期間ごとに次の割引を行い、料金を算定いたします。</u></p> <p><u>イ 割引の対象</u>  <u>基本料金（力率割引または割増しの適用を受ける場合はその適用後の基本料金と</u></p>

変更前	変更後
	<p><u>いたします。)といたします。</u>  <u>ただし、第18条(電気料金の算定および支払条件)(3)イ(a)、(b)または(c)の場合は、まったく電気を使用しない日における契約内容に応じて算定される1月の金額といたします。</u></p> <p><u>ロ 割引率</u>  <u>ハに定める割引日数1日ごとに4パーセントといたします。</u></p> <p><u>ハ 割引日数</u>  <u>割引日数は、料金の算定期間ごとに災害により被害を受けたときから引き続きまったく電気を使用しない期間の日数といたします。</u></p> <p><u>(3) 災害により被害を受けたお客さまの需要場所において、次のいずれかに該当する場合、第28条(工事費等の負担)、工事費負担金等の申受けについては、託送約款等によるものといたします。</u></p> <p><u>イ 災害により被害を受けたときから引き続きまったく電気を使用されず、電力売買契約を廃止された後、お客さまが新たに当該需要場所にて災害発生日が属する月の6月後の月の末日までに電力売買契約の申込みを行なわれた場合で、かつ、その申込みが災害により被害を受けたときの当該需要場所における契約容量等をこえない場合</u></p> <p><u>ロ 再建等のため、お客さまが新たに当該需要場所にて災害発生日が属する月の6月後の月の末日までに臨時電力の電力売買契約の申込みを行なわれた場合</u></p> <p><u>ハ 再建等のため、お客さまが災害発生日が属する月6月後の月の末日までに引込線、計量器、その付属装置および通信設備等の取付位置の変更の申込みを行なわれた場合で、かつ、その供給方法が災害により被害を受けたときの供給方法と同一である場合</u></p>

変更前	変更後
	<p><u>(4) 災害により被害を受けたお客さまの需要場所において、電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となったときは、第15条（料金）にかかわらず、災害発生日が属する月から6月後の月の末日までの間は、その使用不能設備に相当する基本料金を申し受けません。</u></p> <p><u>(5) その他の事項については、本契約に定めるところによるものといたします。</u></p>

新旧対照表 電力売買約款（高圧）【内税方式】

変更前	変更後
附 則	附 則
<p>第2条 燃料費調整費</p> <p>(1) 燃料費調整額の算定</p> <p>イ 平均燃料価格 原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、次の算式によって算定された値といたします。 また、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 の位で四捨五入いたします。</p> $\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$ <p>A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格 B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格 C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格</p> $\alpha = 0.1152$ $\beta = 0.2714$ $\gamma = 0.7386$ <p>なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。</p> <p>ロ 燃料費調整単価 燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。 なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。なお、基準単価はホに定められた値とします。</p> <p>(イ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が <u>31,400</u> 円を下回る場合 燃料費調整単価 = (<u>31,400</u> 円 - 平均</p>	<p>第2条 燃料費<u>等</u>調整費</p> <p><u>(1) 燃料費等調整額の算定</u></p> <p><u>燃料費等調整額は、燃料費調整額、市場価格調整額および離島ユニバーサルサービス調整額によって算定いたします。</u></p> <p>(2) 燃料費調整額の算定</p> <p>イ 平均燃料価格 原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、次の算式によって算定された値といたします。 また、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 の位で四捨五入いたします。</p> $\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$ <p>A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格 B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格 C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格</p> $\alpha = 0.0259$ $\beta = 0.2563$ $\gamma = 0.8915$ <p>なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。</p> <p>ロ 燃料費調整単価 燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。 なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。なお、基準単価はホに定められた値とします。</p> <p>(イ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が <u>83,500</u> 円を下回る場合 燃料費調整単価 = (<u>83,500</u> 円 - 平均燃料</p>

変更前	変更後																						
燃料価格) × 基準単価 / 1,000 (ロ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 31,400 円を上回る場合 燃料費調整単価 = (平均燃料価格 - 31,400 円) × 基準単価 / 1,000 ハ 燃料費調整単価の適用 各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格 によって算定された燃料費調整単価は、そ の平均燃料価格算定期間に対応する燃料 費調整単価適用期間に使用される電気に 適用いたします。 なお、各平均燃料価格算定期間に対応する 燃料費調整単価適用期間は、次のとおりと いたします。	価格) × 基準単価 / 1,000 (ロ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 83,500 円を上回る場合 燃料費調整単価 = (平均燃料価格 - 83,500 円) × 基準単価 / 1,000 ハ 燃料費調整単価の適用 各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格 によって算定された燃料費調整単価は、そ の平均燃料価格算定期間に対応する燃料 費調整単価適用期間に使用される電気に 適用いたします。 なお、各平均燃料価格算定期間に対応する 燃料費調整単価適用期間は、(5)のとお りといたします。																						
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">平均燃料価格算定 期間</th> <th style="text-align: center;">燃料費調整単価適用 期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">毎年 1 月 1 日から 3 月末日</td> <td style="text-align: center;">その年の 5 月の検針 日から 6 月の検針日 の前日までの期間</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">毎年 2 月 1 日から 4 月末日</td> <td style="text-align: center;">その年の 6 月の検針 日から 7 月の検針日 の前日までの期間</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">毎年 3 月 1 日から 5 月末日</td> <td style="text-align: center;">その年の 7 月の検針 日から 8 月の検針日 の前日までの期間</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">毎年 4 月 1 日から 6 月末日</td> <td style="text-align: center;">その年の 8 月の検針 日から 9 月の検針日 の前日までの期間</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">毎年 5 月 1 日から 7 月末日</td> <td style="text-align: center;">その年の 9 月の検針 日から 10 月の検針日 の前日までの期間</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">毎年 6 月 1 日から 8 月末日</td> <td style="text-align: center;">その年の 10 月の検針 日から 11 月の検針日 の前日までの期間</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">毎年 7 月 1 日から 9 月末日</td> <td style="text-align: center;">その年の 11 月の検針 日から 12 月の検針日 の前日までの期間</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">毎年 8 月 1 日から 10 月末日</td> <td style="text-align: center;">その年の 12 月の検針 日から翌年 1 月の検 針日の前日までの期 間</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">毎年 9 月 1 日から 11 月末日</td> <td style="text-align: center;">翌年 1 月の検針日か ら 2 月の検針日の前 日までの期間</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">毎年 10 月 1 日から 12 月末日</td> <td style="text-align: center;">翌年 2 月の検針日か ら 3 月の検針日の前 日までの期間</td> </tr> </tbody> </table>	平均燃料価格算定 期間	燃料費調整単価適用 期間	毎年 1 月 1 日から 3 月末日	その年の 5 月の検針 日から 6 月の検針日 の前日までの期間	毎年 2 月 1 日から 4 月末日	その年の 6 月の検針 日から 7 月の検針日 の前日までの期間	毎年 3 月 1 日から 5 月末日	その年の 7 月の検針 日から 8 月の検針日 の前日までの期間	毎年 4 月 1 日から 6 月末日	その年の 8 月の検針 日から 9 月の検針日 の前日までの期間	毎年 5 月 1 日から 7 月末日	その年の 9 月の検針 日から 10 月の検針日 の前日までの期間	毎年 6 月 1 日から 8 月末日	その年の 10 月の検針 日から 11 月の検針日 の前日までの期間	毎年 7 月 1 日から 9 月末日	その年の 11 月の検針 日から 12 月の検針日 の前日までの期間	毎年 8 月 1 日から 10 月末日	その年の 12 月の検針 日から翌年 1 月の検 針日の前日までの期 間	毎年 9 月 1 日から 11 月末日	翌年 1 月の検針日か ら 2 月の検針日の前 日までの期間	毎年 10 月 1 日から 12 月末日	翌年 2 月の検針日か ら 3 月の検針日の前 日までの期間	
平均燃料価格算定 期間	燃料費調整単価適用 期間																						
毎年 1 月 1 日から 3 月末日	その年の 5 月の検針 日から 6 月の検針日 の前日までの期間																						
毎年 2 月 1 日から 4 月末日	その年の 6 月の検針 日から 7 月の検針日 の前日までの期間																						
毎年 3 月 1 日から 5 月末日	その年の 7 月の検針 日から 8 月の検針日 の前日までの期間																						
毎年 4 月 1 日から 6 月末日	その年の 8 月の検針 日から 9 月の検針日 の前日までの期間																						
毎年 5 月 1 日から 7 月末日	その年の 9 月の検針 日から 10 月の検針日 の前日までの期間																						
毎年 6 月 1 日から 8 月末日	その年の 10 月の検針 日から 11 月の検針日 の前日までの期間																						
毎年 7 月 1 日から 9 月末日	その年の 11 月の検針 日から 12 月の検針日 の前日までの期間																						
毎年 8 月 1 日から 10 月末日	その年の 12 月の検針 日から翌年 1 月の検 針日の前日までの期 間																						
毎年 9 月 1 日から 11 月末日	翌年 1 月の検針日か ら 2 月の検針日の前 日までの期間																						
毎年 10 月 1 日から 12 月末日	翌年 2 月の検針日か ら 3 月の検針日の前 日までの期間																						

変更前		変更後					
<u>毎年 11 月 1 日から 翌年 1 月末日</u>	<u>翌年 3 月の検針日か ら 4 月の検針日の前 日までの期間</u>						
<u>毎年 12 月 1 日から 翌年 2 月末日</u>	<u>翌年 4 月の検針日か ら 5 月の検針日の前 日までの期間</u>						
<p>ニ 燃料費調整額</p> <p>燃料費調整額は、その 1 月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。なお、燃料費調整額は、燃料費調整単価がロ（イ）により算定される場合は、燃料費調整額を差し引くものとし、燃料費調整単価がロ（ロ）により算定される場合は、燃料費調整額を加えるものいたします。</p> <p>ホ 基準単価</p> <p>基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりいたします。</p> <table border="1"> <tr> <td>1 キロワット時につき</td> <td>21 銭 3 厘</td> </tr> </table>		1 キロワット時につき	21 銭 3 厘	<p>ニ 燃料費調整額</p> <p>燃料費調整額は、その 1 月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。なお、燃料費調整額は、燃料費調整単価がロ（イ）により算定される場合は、燃料費調整額を差し引くものとし、燃料費調整単価がロ（ロ）により算定される場合は、燃料費調整額を加えるものいたします。</p> <p>ホ 基準単価</p> <p>基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりいたします。</p> <table border="1"> <tr> <td>1 キロワット時につき</td> <td>19 銭 0 厘</td> </tr> </table> <p>(3) 市場価格調整</p> <p>イ 市場価格調整額の算定</p> <p>(イ) 平均市場価格</p> <p><u>1 キロワット時当たりの平均市場価格は、スポット市場価格にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。</u></p> <p><u>なお、平均市場価格の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。</u></p> <p><u>平均市場価格 = <math>X \times \delta 1 + Y \times \delta 2</math></u></p> <p><u>X = 各平均市場価格算定期間におけるスポット市場価格の全日平均価格</u></p> <p><u>Y = 各平均市場価格算定期間における毎日午前 8 時から午後 4 時までの時間におけるスポット市場価格の昼間平均価格</u></p> <p><u><math>\delta 1 = 0.5332</math></u></p> <p><u><math>\delta 2 = 0.4668</math></u></p> <p><u>なお、各平均市場価格算定期間におけるスポット市場価格の平均価格および各平均市場価格算定期間のうち毎日午前 8 時から午後 4 時までの時間におけるスポット市場価格の平均価格の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。</u></p> <p>(ロ) 市場価格調整単価</p> <p>市場価格調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。な</p>		1 キロワット時につき	19 銭 0 厘
1 キロワット時につき	21 銭 3 厘						
1 キロワット時につき	19 銭 0 厘						

変更前	変更後		
	<p><u>お、市場価格調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。</u></p> <p><u>a 1 キロワット時当たりの平均市場価格が 21 円 39 銭を下回る場合</u>  <u>市場価格調整単価 = (21 円 39 銭 - 平均市場価格) × ロの市場基準単価</u></p> <p><u>b 1 キロワット時当たりの平均市場価格が 21 円 39 銭を上回る場合</u>  <u>市場価格調整単価 = (平均市場価格 - 21 円 39 銭) × ロの市場基準単価</u></p> <p><u>(ハ) 市場価格調整単価の適用</u>  <u>各平均市場価格算定期間の平均市場価格によって算定された市場価格調整単価は、その平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。</u>  <u>なお、各平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間は、(5)のとおりといたします。</u></p> <p><u>(二) 市場価格調整額</u>  <u>市場価格調整額は、その 1 月の使用電力量に (ロ)によって算定された市場価格調整単価を適用して算定いたします。</u>  <u>なお、(1)の燃料費等調整額は、市場価格調整単価が(ロ) a により算定される場合は、市場価格調整額を差し引くものとし、市場価格調整単価が(ロ) b により算定される場合は、市場価格調整額を加えるものとしたします。</u></p> <p><u>ロ 市場基準単価</u>  <u>市場基準単価は、次のとおりといたします。</u></p> <table border="1" data-bbox="810 1503 1366 1543"> <tr> <td><u>1 キロワット時につき</u></td> <td><u>14 銭 6 厘</u></td> </tr> </table> <p><u>(4) 離島ユニバーサルサービス調整</u>  <u>イ 離島ユニバーサルサービス調整額の算定</u>  <u>(イ) 離島平均燃料価格</u>  <u>原油換算値 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。</u>  <u>なお、離島平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。</u>  <u>離島平均燃料価格 = <math>A \times \alpha</math></u>  <u>A = 各離島平均燃料価格算定期間における</u></p>	<u>1 キロワット時につき</u>	<u>14 銭 6 厘</u>
<u>1 キロワット時につき</u>	<u>14 銭 6 厘</u>		

変更前	変更後
	<p><u>る 1 キロリットル当たりの平均原油価格</u>  <math>\alpha = 1.0000</math></p> <p><u>なお、各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。</u></p> <p><u>(ロ) 離島ユニバーサルサービス調整単価</u>  <u>離島ユニバーサルサービス調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。</u></p> <p><u>なお、離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。</u></p> <p><u>a 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格が 79,300 円を下回る場合</u>  <u>離島ユニバーサルサービス調整単価 =</u>  <math display="block">(79,300 \text{ 円} - \text{離島平均燃料価格}) \times \text{離島基準単価} / 1,000</math></p> <p><u>b 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格が 79,300 円を上回る場合</u>  <u>離島ユニバーサルサービス調整単価 = (離島平均燃料価格 - 79,300 円) × 離島基準単価 / 1,000</u></p> <p><u>c 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格が 119,000 円を上回る場合</u>  <u>離島平均燃料価格は、119,000 円といたします。</u>  <u>離島ユニバーサルサービス調整単価 =</u>  <math display="block">(119,000 \text{ 円} - 79,300 \text{ 円}) \times \text{離島基準単価} / 1,000</math></p> <p><u>(ハ) 離島ユニバーサルサービス調整単価の適用</u>  <u>各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価は、その離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価に使用される電気に適用いたします。</u>  <u>なお、適用期間は、(5)のとおりといたします。</u></p> <p><u>(ニ) 離島ユニバーサルサービス調整額</u>  <u>離島ユニバーサルサービス調整額は、その 1 月の使用電力量に(ロ)によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して算定いたします。</u>  <u>なお、(1)の燃料費等調整額は、離島ユニバ</u></p>

変更前	変更後														
	<p> <u>ーサルサービス調整単価が(ロ) a により算定される場合は、離島ユニバーサルサービス調整額を差し引くものとし、離島ユニバーサルサービス調整単価が(ロ) b または c により算定される場合は、離島ユニバーサルサービス調整額を加えるものいたします。</u> </p> <p> <u>ロ 離島基準単価</u>  <u>離島基準単価は、離島平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりいたします。</u> </p> <table border="1" data-bbox="810 672 1364 712"> <tr> <td data-bbox="810 672 1157 712">1キロワット時につき</td> <td data-bbox="1157 672 1364 712">1 厘</td> </tr> </table> <p> <u>(5) 適用期間</u>  <u>各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間、各平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間および各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は、次のとおりいたします。</u> </p> <table border="1" data-bbox="810 1086 1380 1926"> <thead> <tr> <th data-bbox="810 1086 1101 1377">平均燃料価格算定期間 平均市場価格算定期間 離島平均燃料価格算定期間</th> <th data-bbox="1101 1086 1380 1377">燃料費調整単価適用期間 市場価格調整単価適用期間 離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="810 1377 1101 1489"><u>毎年 1 月 1 日から 3 月末日</u></td> <td data-bbox="1101 1377 1380 1489"><u>その年の 5 月の検針日から 6 月の検針日の前日までの期間</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="810 1489 1101 1601"><u>毎年 2 月 1 日から 4 月末日</u></td> <td data-bbox="1101 1489 1380 1601"><u>その年の 6 月の検針日から 7 月の検針日の前日までの期間</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="810 1601 1101 1713"><u>毎年 3 月 1 日から 5 月末日</u></td> <td data-bbox="1101 1601 1380 1713"><u>その年の 7 月の検針日から 8 月の検針日の前日までの期間</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="810 1713 1101 1825"><u>毎年 4 月 1 日から 6 月末日</u></td> <td data-bbox="1101 1713 1380 1825"><u>その年の 8 月の検針日から 9 月の検針日の前日までの期間</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="810 1825 1101 1926"><u>毎年 5 月 1 日から 7 月末日</u></td> <td data-bbox="1101 1825 1380 1926"><u>その年の 9 月の検針日から 10 月の検針日の前日までの期間</u></td> </tr> </tbody> </table>	1キロワット時につき	1 厘	平均燃料価格算定期間 平均市場価格算定期間 離島平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間 市場価格調整単価適用期間 離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間	<u>毎年 1 月 1 日から 3 月末日</u>	<u>その年の 5 月の検針日から 6 月の検針日の前日までの期間</u>	<u>毎年 2 月 1 日から 4 月末日</u>	<u>その年の 6 月の検針日から 7 月の検針日の前日までの期間</u>	<u>毎年 3 月 1 日から 5 月末日</u>	<u>その年の 7 月の検針日から 8 月の検針日の前日までの期間</u>	<u>毎年 4 月 1 日から 6 月末日</u>	<u>その年の 8 月の検針日から 9 月の検針日の前日までの期間</u>	<u>毎年 5 月 1 日から 7 月末日</u>	<u>その年の 9 月の検針日から 10 月の検針日の前日までの期間</u>
1キロワット時につき	1 厘														
平均燃料価格算定期間 平均市場価格算定期間 離島平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間 市場価格調整単価適用期間 離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間														
<u>毎年 1 月 1 日から 3 月末日</u>	<u>その年の 5 月の検針日から 6 月の検針日の前日までの期間</u>														
<u>毎年 2 月 1 日から 4 月末日</u>	<u>その年の 6 月の検針日から 7 月の検針日の前日までの期間</u>														
<u>毎年 3 月 1 日から 5 月末日</u>	<u>その年の 7 月の検針日から 8 月の検針日の前日までの期間</u>														
<u>毎年 4 月 1 日から 6 月末日</u>	<u>その年の 8 月の検針日から 9 月の検針日の前日までの期間</u>														
<u>毎年 5 月 1 日から 7 月末日</u>	<u>その年の 9 月の検針日から 10 月の検針日の前日までの期間</u>														

変更前	変更後	
	<a href="#">毎年6月1日から8月末日</a>	<a href="#">その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間</a>
	<a href="#">毎年7月1日から9月末日</a>	<a href="#">その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間</a>
	<a href="#">毎年8月1日から10月末日</a>	<a href="#">その年の12月の検針日から翌年1月の検針日の前日までの期間</a>
	<a href="#">毎年9月1日から11月末日</a>	<a href="#">翌年1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間</a>
	<a href="#">毎年10月1日から12月末日</a>	<a href="#">翌年2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間</a>
	<a href="#">毎年11月1日から翌年1月末日</a>	<a href="#">翌年3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間</a>
	<a href="#">毎年12月1日から翌年2月末日</a>	<a href="#">翌年4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間</a>
<p>(2) <a href="#">燃料費調整単価</a>の通知  当該月の電力量料金の算定にあたり適用した<a href="#">燃料費調整単価</a>は、請求書に記載することで通知いたします。</p>	<p>(6) <a href="#">燃料費等調整額</a>の通知  当該月の電力量料金の算定にあたり適用した<a href="#">燃料費等調整額</a>は、請求書に記載することで通知いたします。</p>	